次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法施行令（昭和五十三年政令第三百五十五号）第五条第一項第一号の規定に基づき、学校等の建築物について、防音構造としなければならない建築物の部分を建築物の種類に応じてそれぞれ次のように指定する。	特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法施行令（昭和五十三年政令第三百五十五号）第五条第一項第一号の規定に基づき、学校等の建築物について、防音構造としなければならない建築物の部分を建築物の種類に応じてそれぞれ次のように指定する。
一　（略）	一　（略）
二　医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の五第一項に規定する病院、同条第二項に規定する診療所、同法第二条第一項に規定する助産所又は同法第二条の二第二項に規定するオンライン診療受診施設 病室、診察室、手術室、処置室、検査室、調剤室、分べん室、講義室、図書室、事務室、会議室その他静穏を必要とする建築物の部分及びこれらの建築物の部分との間に区画となる間仕切壁等がなく当該建築物の部分と一体とみなされる建築物の部分	二　医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条第一項に規定する病院、同条第二項に規定する診療所又は同法第二条第一項に規定する助産所 病室、診察室、手術室、処置室、検査室、調剤室、分べん室、講義室、図書室、事務室、会議室その他静穏を必要とする建築物の部分及びこれらの建築物の部分との間に区画となる間仕切壁等がなく当該建築物の部分と一体とみなされる建築物の部分
三・四　（略）	三・四　（略）

附　則

この告示は、医療法施行令等の一部を改正する政令の施行の日（令和八年四月一日）から施行する。

○原子力規制委員会告示第三号

原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第百五十六号）第二条第三号の規定に基づき、平成十二年六月科学技術庁告示第三号（原子力災害対策特別措置法第二条第三号の規定に基づき原子力事業者から除かれる者を指定する件）の一部を改正する告示を次のように定める。

令和八年四月一日

原子力規制委員会委員長　山中　伸介

平成十二年六月科学技術庁告示第三号（原子力災害対策特別措置法第二条第三号の規定に基づき原子力事業者から除かれる者を指定する件）の一部を改正する告示

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後		
指定する者	工場又は事業所の所在地	指定に付する条件
（略）	（略）	一・二　（略）
株式会社東芝（研究炉管理センターに係る規制法第二十三条第一項の規定に基づく原子炉の設置の許可に係る地位に限る。）	（略）	
（略）	（略）	

改正前		
指定する者	工場又は事業所の所在地	指定に付する条件
（略）	（略）	一・二　（略）
東芝エネルギーシステムズ株式会社（研究炉管理センターに係る規制法第二十三条第一項の規定に基づく原子炉の設置の許可に係る地位に限る。）	（略）	
（略）	（略）	

附　則

この告示は、令和八年四月一日から施行する。